



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則 [行財政局業務改革課] 1909
- ▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 [建築住宅局住宅管理課] 1910

告 示

- ▽令和4年第2回定例市会の招集 [行財政局財務課] 1911
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 1911
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 1912
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 1914
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1915
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 1916
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 1916
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 1917
- ▽災害対策基本法による指定福祉避難所の指定 [福祉局くらし支援課] 1917
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 嫁取松越線) [建設局道路管理課] 1918
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 長尾里269号線ほか) [建設局道路管理課] 1918
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 東畑第9号線) [建設局道路管理課] 1919
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 傍栄北線ほか) [建設局道路管理課] 1919

公 告

- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 1920

- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定(神戸市市営駐輪場定期券等管理システム開発業務一式) [建設局道路計画課] 1920
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取(グリーンコリドール西神中央建築協定) [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1921
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1922

選挙管理委員会

- ▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 1922

規 則

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第30号

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補助金等の交付額の確定等) 第16条 [略] <u>2 第5条第3項の規定による申請が行われる補助金等については、市長等は、前項の規定にかかわらず、第6条第1項による交付の決定をしたときに、同時に補助金等の交付額を確定し、申請者に通知するものとする。</u> <u>3 市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、</u>	(補助金等の交付額の確定等) 第16条 [略] <u>2 市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、</u>

前2項の規定による通知を省略することができる。

前項の規定による通知を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年9月8日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第31号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
神戸市営住宅条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第45号）附則第1項ただし書に規定する施行期日は、令和4年10月1日とする。

告 示

神戸市告示第403号

令和4年9月14日神戸市役所内に第2回定例市会を招集する。

令和4年9月7日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第405号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先

垂水区西舞子 8丁目20番19 号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年8 月1日	垂水区福田5 丁目6番20号 建設局垂水建 設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年8 月5日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和4年8 月9日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年8 月18日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年8 月24日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和4年8 月29日	
	垂水区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年8 月29日	

神戸市告示第406号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
(1) 西部保管所・西代保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 1台	令和4年8月4日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 48台 原動機付自転車	令和4年8月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 4台		
	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車	令和4年8月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車	令和4年8月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車	令和4年8月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車		

長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	26台	令和4年8月22日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台	令和4年8月23日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	8台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	17台	令和4年8月23日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台	令和4年8月24日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	2台	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	31台	令和4年8月25日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	25台	
	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	15台	令和4年8月26日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	31台	令和4年8月27日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	17台 2台	令和4年8月30日
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	12台	

神戸市告示第407号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
古川小児科	神戸市東灘区本山南町8丁目5番32号	令和4年8月1日
往診在宅クリニック神戸院	神戸市中央区新港町17番地4	令和4年8月1日
おひさま 子ども・ファミリークリニック	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号	令和4年9月1日
神戸元町通クリニック	神戸市中央区元町通3丁目4番5号	令和4年9月1日
医療法人麗人会 ママとこどものはいしゃさん甲南山手クリニックモール院	神戸市東灘区森北町2丁目2番19号	令和4年9月1日
ナガタ薬局妙法寺駅前店	神戸市須磨区横尾1丁目17	令和4年9月1日
キリン堂薬局 須磨北落合店	神戸市須磨区北落合1丁目5番18号	令和4年9月1日
リタファーマシー トアロード店	神戸市中央区北長狭通3丁目1番12号	令和4年9月1日
クオール薬局 神戸元町店	神戸市中央区西町34	令和4年9月1日
池上薬局	神戸市西区池上2丁目22番1号	令和4年8月1日
SOMPOケア 神戸訪問看護	神戸市長田区大橋町4丁目1番10号	令和4年7月1日
北神戸ヤマシン訪問看護ステーション	神戸市北区鹿の子台南町1丁目11番10号	令和4年9月1日
訪問看護ステーショングレース	神戸市西区伊川谷町潤和1803番地の23	令和4年7月1日

神戸市告示第408号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
古川小児科	神戸市東灘区本山南町8丁目5番32号	令和4年7月31日
池上薬局	神戸市西区池上2丁目22番1号	令和4年7月31日
訪問看護ステーション グレース	神戸市西区伊川谷町潤和1445番地の8	令和4年6月30日

神戸市告示第409号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
いこい接骨院	深澤 羊一	神戸市中央区日暮通4丁目1番1号	令和4年8月9日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
神戸はりきゅうみなど治療院	卞 昭充	神戸市兵庫区浜中町2丁目1番17号	令和4年8月1日
鍼灸マッサージきらり	東原 成兆	神戸市西区伊川谷町有瀬943番地1	令和4年8月1日

神戸市告示第410号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

塩屋整骨院	能勢 佳和	神戸市垂水区塩屋町1丁目986番4号	令和4年7月31日
-------	-------	--------------------	-----------

神戸市告示第411号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) リハビリデイサービス やしの木 (旧) ナチュラルケア リハビリデイサービス	神戸市北区若葉台4丁目8番11号	株式会社PRIMEVISION	京都府京都市下京区函谷鉾町101	令和4年8月1日	地域密着型通所介護 介護予防通所サービス

神戸市告示第412号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所をいう。）を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替える同法第49条の4第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月20日

神戸市長 久 元 喜 造

施設名	住 所	受入対象者 (※)	指定緊急避難場所との重複
養護老人ホーム 六甲台ビラ	神戸市灘区鶴甲5丁目1番50号	高齢者・市が特定した者	

※家族等も受入対象とする。

神戸市告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	嫁取松越線	神戸市北区八多町上小名田字坂ノ裾1489番1地先から 神戸市北区八多町上小名田字シヤコ1489番1地先まで	新	121.60	最大 5.70 最小 5.30
			旧	130.40	最大 4.00 最小 3.00

神戸市告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	長尾里269号線	神戸市北区長尾町上津字長仙寺2210番7地先から 神戸市北区長尾町上津字長仙寺5437地先まで	新	241.20	最大 8.00 最小 5.00
			旧	190.80	最大 2.00 最小 1.00
市道	塩谷線	神戸市北区長尾町上津字前田2254番2地先から 神戸市北区長尾町上津字長仙	新	117.20	最大 8.00 最小 5.00
			旧	117.20	最大 2.80

	寺2208番1地先まで		最小	1.80
--	-------------	--	----	------

神戸市告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	東畑第9号線	神戸市北区淡河町東畑字鍛冶垣内601番1地先から 神戸市北区淡河町東畑字鍛冶垣内600番1地先まで	新	34.80	最大 8.90 最小 6.50
			旧	32.20	最大 4.80 最小 3.20

神戸市告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年9月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年10月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	傍栄北線	神戸市東灘区深江本町1丁目69番4地先から 神戸市東灘区深江本町1丁目69番4地先まで	新	87.60	最大 6.00 最小 6.00
			旧	87.60	最大 5.60 最小 5.50
市道	永江東線	神戸市東灘区深江本町1丁目69番5地先から	新	39.90	最大 6.00 最小 6.00

	神戸市東灘区深江本町1丁目 69番5地先まで	旧	39.90	最大 5.70 最小 5.70
--	---------------------------	---	-------	--------------------------

公 告

神戸市公告第180号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年9月2日

神戸市長 久元喜造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

WDBホールディングス株式会社
代表取締役社長 中野 敏光
姫路市豊沢町79番地

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社小野設計
管理建築士 野崎 正樹
姫路市神子岡前1丁目2番1号 神子岡エイト
079-292-1234

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区江戸町101番地、102番地の1、102番地の2、102番地の3
- (2) 敷地面積 約1,843平方メートル
- (3) 建築面積 約1,549平方メートル
- (4) 延べ面積 約11,039平方メートル
- (5) 高さ 約40.8メートル
- (6) 構造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）
- (7) 階数 地上9階／地下1階
- (8) 建物用途 事務所

4 縦覧の期間

令和4年9月2日から令和4年9月15日まで

神戸市公告第181号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条

及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月5日

神戸市長 久元喜造

1 特定役務の名称及び数量

神戸市市営駐輪場定期券等管理システム開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市建設局道路計画課

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸4階

3 落札者を決定した日

令和4年6月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社アーキエムズ

代表取締役 村田 雅明

京都府京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1

5 落札金額

119,938,500円

6 落札者を決定した手続

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札により、最高点（技術点と価格点の合計点）を得た者を落札者としました。

7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和4年4月8日

神戸市公告第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年9月8日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

グリーンコリドール西神中央建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区竹の台5丁目2番25 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和4年10月6日（木）

10時00分から10時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話 (078) 595-6555

神戸市公告第192号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年9月20日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-10号	令和4年 9月5日	神戸市東灘区本山北町1丁目418番11	11.49	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

選挙管理委員会

神戸市選告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年9月5日

神戸市選挙管理委員会
委員長 岩田嘉晃

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>25,081</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>209,001</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>256,751</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東 灘 区	<u>57,915</u>
	灘 区	<u>36,202</u>
	中 央 区	<u>37,051</u>
	兵 庫 区	<u>30,326</u>
	北 区	<u>59,803</u>
	長 田 区	<u>26,172</u>
	須 磨 区	<u>44,535</u>
	垂 水 区	<u>59,834</u>
	西 区	<u>66,165</u>